

こんにちは 新社会党



委員長 岡崎ひろみ

東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階 TEL 03-6380-9960 FAX 03-6380-9963

週刊新社会

2024年5月・号外

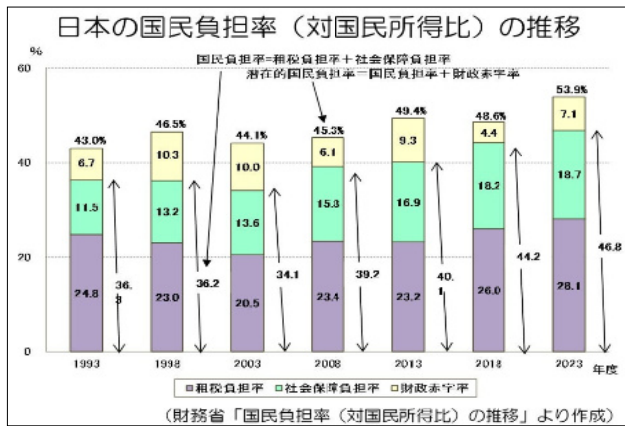
発行所：新社会党 発行者：岡崎ひろみ

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階
TEL 03-6380-9960 Fax 03-6380-9963

郵政 00140-0-149727 1か月700円・送料168円 1部175円・送料42円

https://www.sinsyakai.or.jp/ E-mail honbu@sinsyakai.or.jp

もう限界だ！値上げラッシュに「子育て」増税



2023年度で46・1%、財政赤字を加えた潜在的な国民負担費の割合を示す国民負担率は、

税と社会保障費の国民負担率が所得の半分

岸田内閣は2023年1月に「異次元の少子化対策」を掲げ、12月には児童手当や育児休業給付などの対策を盛り込んだ「子ども未来戦略」を閣議決定し、「子ども・子育て支援金」の総額を3兆6千億円としました。少子高齢化の中、子育ては重要ですが、その財源確保を増税で賄おうとしています。他方、軍事費を向う5年間で43兆円とし、天井知らずの大判振る舞いです。昨年続き、食料品や宅配料など値上げラッシュは続き、生活を圧迫しており、もうこれ以上の増税は許せません。

子育て増税ばかりではありません。75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度の年間保険料が2024・2025年度と2年をかけて、全体平均で約5200円（月4300円程度）引き上げられ

年収別の徴収額 子ども世帯による(2028年度、月額)

年収	国民健康保険	被用者保険
200万円	250円	350円
400万円	550円	650円
600万円	800円	1000円
800万円	1100円	1350円
1000万円	公表せず	1650円

率は54・6%です（財務省）
今回の子育て増税は年収600万円の会社員の世帯では月額1000円の税負担となるようです。

庶民には増税を押しつけ
裏金づくりに狂奔の自民

ます。また、2024年度の国民健康保険料の上限が2万円引き上げとなります。

更に、食料品の値上げでは、今年4月からの値上げ品目数は前年度比で約4割と減りましたが、値上げラッシュは続き、庶民には生活の苦勞が続きます。

庶民には低賃金と税負担を強いる岸田政権。金権

にまみれた自民党。

裏金事件の幕引き

を許さず、自民党

を政権の座から引き下ろすしかありません。



2024年4月に値上げの食品 NHK 帝国データバンク調べ

値上げ	2806品目 去年同月比-48.1%
品目内訳	加工食品 2077品目 調味料 369品目 酒類・飲料 287品目
値上げ率	平均 23%

憲法施行77年 改めて憲法を読もう！

今年5月3日で憲法施行77周年を迎えました。今、世界は戦争と飢餓が覆うなか、日本国憲法の世界的な価値がいよいよ輝きます。日本こそ憲法「前文」の示された精神を生かし、独自の外交を積極的に行うべきです。しかし、歴代の自公政権は憲法を無視し、国会軽視、閣議決定を乱発し、憲法と真逆の「戦争への道」を掃き清める悪法を法制化しています。今こそ「憲法を守り生かそう」との世論を大きくし、改憲を阻みましょう。

岸田内閣は2023年12月に「安保三文書」を閣議決定し、戦争の道を開きました。その一つの「国家防衛戦略」では敵の射程圏外から攻撃できる「スタンド・オフ防衛能力」の強化、米軍と協力して攻撃もできる「統合防空ミサイル防衛」に移行し、反撃能力を行使することを定めました。「防衛力整備計画」では米国製巡航ミサイル「トマホーク」の導入を盛り込みました。また「継戦能力」も重視し、防衛装備品の部品や弾薬などの調達費を現行予算の2倍にし、防衛費は23〜27年度の5年間の総額で現行の1.5倍の43兆円に増やしました。「必要最小限度の防衛

日本国憲法前文一部抜粋

日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民と協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。〔中略〕われらは、いずれの国家も、自国のこのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立つようとする各国の責務である。と信ずる。



力」との名で、明らかに憲法九条を否定する政治を続けています。改めて憲法九条を見てみましょう。

第二章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

いかがでしょうか？日本の現状は

明らかに憲法九条を無視しています。次に生活と生存に関しては憲法25条に示されています。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

非正規労働者の低賃金、ひとり親家庭の生活苦、生活保護の増加を見ると憲法25条を生かす政治が必要です。憲法27条では勤労の権利が記されていますが、現実はどうでしょうか？

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

改めて日本国憲法を読み直し、岸田政権の憲法破壊の政治を糾弾し国政転換を目指しましょう。

週刊新社会を
読みませんか

お問い合わせ先